

令和4年1月5日

北谷町立小・中学校 保護者各位

北谷町教育委員会
教育長 津嘉山 信行
北谷町立北谷中学校
校長 伊志嶺 清
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る出席停止等の取扱いについて

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組に対するご理解とご協力、並びに各家庭での健康管理に留意されておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

さて、本県において新型コロナウイルス感染の再拡大がみられ、1月4日に沖縄県が発出した感染警戒レベルが「レベル2」に引き上げられております。

それに伴い、町立学校の新型コロナウイルスに係る児童生徒の出席停止等の取扱いについて、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、本日より当面の間裏面の通りといたしますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、児童生徒、保護者の皆様におかれましては、感染の再拡大を食い止めるためにも、これまで同様感染防止対策の徹底に、ご理解とご協力を心よりお願いいたします。

なお、今後の感染状況により地域の感染レベルが変更になった場合、裏面の内容に変更がある場合がございます。その際は、再度文書を発出いたします。

※詳細については、裏面をご覧ください。

出席停止等の取扱い【感染警戒レベル2】

状 況	児童生徒等の出席停止等の取扱い
1 感染が判明した児童生徒	出席停止
2 症状があり検査を受けている児童生徒	出席停止
3 感染者と接触があり、学校長が出席停止を指示した児童生徒(検査を受けている者も含む)	出席停止
4 濃厚接触者に特定された児童生徒	出席停止※感染者と最後に濃厚接触をした翌日から2週間
5 発熱等の風邪症状がみられる児童生徒	出席停止※症状がなくなれば登校可能
6 児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、または「濃厚接触者特定」や「検査受検」の場合	<u>出席停止</u> ※ただし、同居家族の風邪症状がなくなったり、陰性が判明したりした時点で登校可能。
7 基礎疾患等のある児童生徒が主治医等に登校すべきでないと判断された場合	出席停止
8 児童生徒に症状はないが感染不安で休ませたい場合	<u>合理的理由があると校長が判断する場合のみ出席停止</u>
9 児童生徒が大会や検定等への参加目的で検査を受ける場合	<u>合理的理由があると校長が判断する場合のみ出席扱い</u>
10 児童生徒が新型コロナワクチン接種を受ける場合	<u>合理的理由があると校長が判断する場合のみ出席扱い</u>
11 児童生徒がワクチン接種後に副反応が出たが、接種医等の医師が登校を認めた場合	登校可能
12 児童生徒がワクチン接種後に発熱等の風邪の症状が見られた場合	出席停止
13 児童生徒がワクチン接種後に風邪症状以外の副反応が見られ登校が困難な場合	出席停止
14 児童生徒がワクチン接種後に副反応が継続して登校できない場合	ワクチン接種の副反応と診断されたら出席停止
15 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の後遺症により登校できないと診断された場合	出席停止